

平成 28 年度第 3 回刈谷市都市計画審議会議事録

1 日時及び場所

平成 29 年 1 月 19 日（木）午後 1 時 30 分～

刈谷市役所 7 階 大会議室 B、C

2 出席した委員

瀬口哲夫（会長）、太田宗一郎、野々山利維、深谷好洋、加藤勝、永井雅彦、渡辺周二、前田秀文、加藤峯昭、鈴木正人、神谷昌宏、白土美恵子、星野雅春、風井伸夫、野々山弘紀、渋谷福治、近藤めぐみ

3 欠席した委員

磯部友彦

4 出席した関係職員

建設部長、都市政策部長、水資源部長、まちづくり推進課長、担当職員 6 名

5 議事

諮問第 1 号 刈谷市立地適正化計画（案）について

6 開会

（事務局）皆さん、こんにちは。まちづくり推進課長の齊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、平成 28 年度第 3 回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、皆様へお願ひがござひます。まず携帯電話は電源を切つていただくか、マナーモードへ切り替えていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

この都市計画審議会の会議は、平成 23 年度から原則として公開しております。本

日は、傍聴人の方はおみえになりません。議事録につきましては、ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、瀬口会長からごあいさつをお願いします。

(瀬口会長) 瀬口でございます。皆さん、こんにちは。津波、高潮等河川の関係ということで午前中ちょっと知多半島を周って来ましたけど、刈谷市は幸いなことに内陸でありますのでそういう恐れはほぼ無いかと思いますが、まちづくりにおいては防災ということが非常に重要でございます。また皆さまの知見をご披露いただきながら計画を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の会議次第、委員名簿、席表、刈谷市都市計画図、「パブリックコメントの結果について」、「刈谷市立地適正化計画(案)」と「概要版」です。それに事前にお渡しさせていただいております「平成28年度第3回刈谷市都市計画審議会の諮問書」です。お手元に無い資料がございましたらお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

これより刈谷市都市計画審議会条例第7条第2項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を瀬口会長よろしくお願いいたします。

(瀬口会長) 議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、磯部友彦委員が欠席で届け出がありましたので、出席人数は17名です。過半数に達しているということで、刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項により審議会は成立をいたしております。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名者をお願いすることになっておりますので、本日は深谷好洋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。後日事務局より議事録の確認のためおじゃまさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。諮問事項であります諮問第1号につきましては、当審議会に刈谷市長より諮問された案件であり、委員の皆様にご意見を求めるものでござ

います。

諮問第1号「刈谷市立地適正化計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局）それでは、「刈谷市立地適正化計画（案）について」説明させていただきます。説明に入る前に、計画（案）として事前に（パブリックコメント用）と記載したものを配布しておりました。こちらでパブリックコメントを実施したところ、骨子に関わるような意見はありませんでしたが、パブリックコメントを踏まえ一部修正をしていますので、計画（案）をご覧頂く際は、本日机に置きました（パブリックコメント用）の記載がない、平成29年1月と下の方に書いてある資料をご覧ください。なお、パブリックコメントの結果につきましては後ほどご説明いたします。

また、内容は、時間の都合もありますので、お持ちいただいている諮問書、こちらに要点をまとめていますので、諮問書でご説明させていただきます。

諮問書1ページをお願いいたします。

「1 策定の概要」です。

（1）策定の趣旨であります。立地適正化計画は、従来の土地利用計画に加えて、居住の誘導や、福祉・商業施設などの都市機能の誘導により、コンパクトシティの取組みを推進するため、平成26年に都市再生特別措置法の改正で制度化されました。

本市においては、コンパクトシティを機能集約型都市構造として、総合計画や都市計画マスタープランに位置付けており、立地適正化計画を策定することで、実現に向けた取組みを示すとともに交付金など国が示す支援制度を活用できる環境を整え、事業の推進を図ることを目的としております。

次に（2）計画の前提であります。国の指針に基づき、アの計画の位置づけは都市計画マスタープランの一部とみなし一体で機能する計画、イの計画対象区域は市域全域、ウの計画期間は20年より先の将来を展望しつつ策定時から20年後と設定しております。

2ページをお願いします。

(3) の都市構造上の課題分析につきましては、まず、アの分析項目の整理に示すように、居住の誘導を視点として、居住の特徴と都市機能の特徴とに分けて、それぞれの分析項目を記載のように整理し、その結果から課題と特性を整理しております。

このうち、課題と特性を整理する上で特に関連する項目についてご説明します。

3 ページをお願いします。イの居住の特徴と課題です。まず1つ目は、(ア) 市中心部における人口密度の低下の進行です。上の折れ線グラフをご覧ください。これは、濃い線が市域全体、薄い線が市中心部の人口密度の推移を示しており、濃い線の市域全体は上昇している一方で薄い線の市中心部は減少していることがわかります。

つまり、市域全体では人口密度が上昇している一方、市中心部では人口密度が減少していることを示しております。

4 ページをお願いします。2つ目は(イ)の子育て世代の転出です。

このグラフは平成17年と平成22年の国勢調査結果を整理しており、本市では20歳代で転入が多い一方、30歳代で転出が多くなっている状況がわかります。

3つ目は(ウ)の高齢化の進行です。

この2つの図は、左側の平面図が分布を示し、右側のグラフが傾向を示しており、市域全域で高齢者が分布し増加傾向であることがわかります。

5 ページをお願いします。

4つ目は(エ)の当面は人口が増加し、郊外部で人口が維持または高まる一方で中心市街地では人口密度の低下が懸念されることを示しております。

この表は地域別の将来人口を示しており、一番右側の縦の列が平成22年度を基準として30年後の平成52年を予測しており、その人口の差を示しております。

この表から読み取れることは、一番上の欄の中心市街地がマイナスとなっており、その他は南部でごくわずかのマイナス以外はプラスになっていくことが見込まれます。

つまり、先ほどの現状でもお話しさせていただいたとおり、現状のみならず将来に

向けても中心市街地の人口密度の低下が懸念されております。

ここまでの居住の特徴と課題になります。次に都市機能の特徴と課題です。

6 ページをお願いします。

上の図は生活に必要な施設として福祉施設、商業施設、医療施設、下の図は公共交通を対象に、国の指針に基づき、徒歩圏での利用が可能かを示しております。

これらの図を見ますと、市域全域で施設や公共交通の利用が可能であります、中心市街地と郊外部では、特に配置に差が見られない状況であります。

7 ページをお願いします。

これまでの都市構造の課題分析から、(4) 立地の適正化に関する基本方針を設定しております。

アの目標とする都市構造は、立地適正化計画においても都市計画マスタープランと同様に機能集約型都市構造を目指すものとし、イのまちづくりの方針は、選べるから選ばれ続けるまちづくりとして設定しております。

これは、課題である子育て世代と高齢者を対象に、ニーズにあわせて居住地を選択できるようにするものです。

現在、施設の配置状況が市域全域で充足しているものの、郊外部と中心市街地で差が見られないことから、中心市街地において更なる魅力の向上が必要であるとしております。

8 ページをお願いします。

ウの課題解決のための誘導方策は、市街化区域ではこれまでどおり居住を進めつつ、課題の解決に向けて人口密度の適正な配置や世代間バランスの確保を視点に行います。

課題である中心市街地の魅力の向上にむけて、施設の充実を図り、子育て世代と高齢者の方々の誘導を図ることで、郊外部では世代間の入れ替えが生じ、課題である中心市街地の人口密度を高めるとともに、市域全域で見られる子育て世代の転出と高齢化の進行が抑制されます。

この誘導方針に基づき、(5) 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定では、アの都

市機能誘導区域の設定において、都市計画マスタープランと国の指針を踏まえ、都市計画マスタープランにおける「中心市街地地区」を今回都市機能誘導区域に設定しております。

9 ページをお願いします。

イの誘導施設の設定において、施設の充足状況や配置状況とともに、子育て世代と高齢者の方々の魅力となる施設を視点を、表の二重丸に示すように子育て支援施設、文化施設、商業施設、高齢者福祉施設を誘導施設として設定しております。

教育施設および行政施設は、中心市街地においてバランスよく配置がされているため、誘導施設として定めておりません。また、医療施設については刈谷豊田総合病院のほか、診療所が複数立地しているため誘導施設には定めておりません。

ウの誘導のために講ずべき施策において、国の指針に基づき【国等が直接行う施策】として税制優遇制度や事業費支援制度が受けられること、【国の支援を受けて市が行う施策】として施設の整備に際し国の交付金を活用すること、

10 ページをお願いします。

【市が独自に講ずる施策】として、1つ目、公的不動産を活用すること、2つ目、誘導施設を計画する際に交流スペースを複合させるなど施設の効果を最大限高めるよう検討するとともに用地の確保に向け空き家などの活用を検討すること、3つ目、ソフト・ハードとも中心市街地の活性化に関連した施策の推進により魅力の向上を図ること、4つ目、文化財や産業遺産を含めた観光資源を発掘し発信していくこと、5つ目、鉄道駅など交通結節点の機能を拡充するとともに移動の円滑化に向け道路や歩行空間などを確保すること、6つ目、公共交通の利便性の向上と移動手段の適正化に向けた方策を検討することを設定しています。

(6)の届出制度では、計画を策定・公表する際には、法の規定により、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する際は市へ届出が必要であり、市は誘導のための情報提供を行うこととなります。

以上が「1 策定の概要」になります。

11 ページをお願いします。

「2 策定の経過」であります。機能集約型都市構造の実現に向けた取組みは、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実などに関し、公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化などまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それら関係施策との整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に検討することが必要になります。

また、関係施策との連携を図るためには、都市計画部局と関係施策の担当課など行政機関のほか、関係団体、公共交通に係る交通事業者、住民代表の方々などの様々な関係者が参画する部会等を設置し、都市計画部局と医療・福祉・子育て支援・商業等の担当部局が連携して、共有した都市が抱える課題の解決に取り組むことが重要となります。

そこで、本計画の素案の策定に向けた検討では、学識経験者、各種関係団体及び県等の行政職員で構成する策定委員会、庁内の関係各課で構成する策定部会と作業部会を設置し、個別のヒアリングを含め、計7回の検討会議を開催し、ご意見をいただきながら進めてまいりました。

さらに、素案に対し、昨年12月15日から今年1月13日までの30日間パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からのご意見もいただきながら、本案を策定しております。

なお、パブリックコメントにつきましては、Eメールで1通、4件のご意見をいただいております。

別紙の「パブリックコメントの結果について」をお願いします。

内訳としては、【2 内容別意見の件数】で示すように、「1章 計画の前提」についてが1件、「3章 都市構造上の課題分析」についてが1件、「4章 立地適正化に関する基本的な方針」についてが1件、「5章 都市機能誘導区域及び誘導施設・施策の設定」についてが1件ありました。

いただいたご意見とそれに対する市の意見としては、【3 意見の概要と市の考え方】で示すように、1つ目、「第1章 計画の前提」に対する意見としまして、「本市は人口が増加しており、コンパクトなまちへの転換でなく住宅地を創出するべきではないか」との意見に対し、コンパクトなまちづくりとともに新たな住宅地は必

要であると考えており、コンパクトなまちづくりは人口密度の低下などの市街化区域内の課題解決に向けて誘導施策を推進し、新たな住宅地の創出については、将来人口の見通しと理想の人口密度配分を踏まえ進めていく旨を回答します。

裏面をお願いします。

2つ目、「第3章 都市構造上の課題分析」に対する意見としまして、「800m圏域は何をあらわしているのか」との意見に対し、国の指針に基づき設定した徒歩圏、徒歩による利用圏域であり、計画書の凡例を徒歩圏域に修正するとともに都市機能と生活機能の分布状況と利用圏域を分かりやすくまとめると回答します。

3つ目、「第4章 立地の適正化に関する基本的な方針」に対する意見としまして、「住み慣れた場所に住み続けたいと思う高齢者も移転させるのか」との意見に対し、便利なまちなか暮らしを望む高齢者に対し選択肢を増やすという考え方であり、緩やかな誘導を想定していると回答します。

4つ目、「第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設・施策の設定」に対する意見としまして、「都市機能誘導区域の設定に際し、防災の観点も必要ではないか」との意見に対し、防災面も考慮し設定しているが記載がないためこの旨追記すると回答します。

諮問書11ページをお願いします。

最後に「3 公表」ですが、都市機能の誘導を定めた計画について、本審議会の諮問を踏まえ、最終案を策定し、平成29年3月に公表してまいります。

また、今後、これに居住の誘導を加えた計画を策定・公表する予定をしております。

以上、刈谷市立地適正化計画（案）についての説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議をお願い致します。

（瀬口会長）ありがとうございます。今、審議会への諮問書、パブリックコメントの結果についてなど説明を頂きました。ご質問、ご意見をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(星野委員) 私は議員なので、議会の場で議論することが保障されているので、そこでお話しすればいいかなと思いますが、まずこの審議会の性格、さっき冒頭に会長が意見を求められた、審議をすれば何かご意見ありますか、ところがこの諮問書というふうに書かれていますけど、これはここでいろいろ皆さん審議していろいろ修正とかももっとこうしたらどうだというようなことも含めて最終的には答申っていう形になるんですか。ここは審議会とは言えども法律では都市計画審議会の議を経てということがあるので、一応ここでいいんじゃないのっていう合意形成ということをやって、答申という形になるんですかね。それともう一つは進め方なんですけど、何週間か前に資料をいただいて今日、今の話もいや答申ですよとか、ああいいですよという議を経るという事で言うと、いつやるんですかね、今日やるんですかね。

(事務局) この立地適正化計画については、都市計画マスタープランと一体で機能するもので、策定手続きも同様の扱いと考えております。計画の作成において、法の規定では、都市計画審議会の意見を聴くこととされておりますので、今回の案件については諮問という形をとらせて頂いております。

(星野委員) 今後の進め方というのは、今日で、ここで一件落着ということになるんですか。

(瀬口会長) その点について事務局から説明してください。

(事務局) 法の規定に基づき、この場でいただきました意見をふまえて計画を策定し、年度末に公表してまいります。

(瀬口会長) 居住誘導区域は今後決定するということでしたが、それらがセットで最終的に計画として策定されるという手順ですか。

(事務局) 国の要綱では、平成 28 年度までに都市機能誘導区域を、平成 30 年度までに居住誘導区域を設定する見込みがあることを要件に支援の活用が可能と記載されています。本市が抱える課題に迅速に対応するため、今年度は都市機能誘導区域

を定め、そして来年度以降これに加えて居住誘導区域を定めていくということでございます。

(瀬口会長) そういうことだそうです。

(星野委員) 分かりました。コンパクトシティっていうイメージそれぞれ受け止め方が違って、今の居住の誘導でいうと富山市を先駆けにしながら青森とかいろんな所で取り組んでいるけれど、なかなか成果が見えない。長年やっているけれど、うまく進んでいかないっていうこともあって、それはなぜかって言ったら、どこに住もうが勝手だと、誘導される側は条件さえ合えばそれなりに誘導はされるけれど、結果的にあまりいい成果が上げられてないっていうことを聞いてますので、これを出すことによって国の補助金をもらう際に優遇があるといういい面はあるかもしれませんが、少しその辺も考えていった方がいいなというのが一つと、施設を効果的に有効的に配置するというのは悪いことではないですね。それは考え方としてはよしとしたいなというふうに思っています。

(瀬口会長) 前者の方の効果が見えない。その辺を考えた方がいいというのは具体的にどういうことか、説明していただくと良いかと思います。

(星野委員) 誘導区域を作っても、例えばそこで家屋敷を買おうと補助金を出すと色々な施策をやっていますが、それなりには使う人もいるけれど思った以上の誘導っていうか、では今まで住んでいたところから全部こっちに来ちゃうというそういうことまでの成果というのがなかなか少ないんだっていうことを富山の担当者は言ってみえたので、少しそこが懸念される場所かなというふうに私は思ったのですが。

(瀬口会長) このパブリックコメントの所の3番目のところで、高齢者を中心街に誘導するとあるが、高齢者も移動させるのかということですが、これはそういうことではなくて、中心街にそっちの便利な方に行きたいとか、独りで郊外で生活するのは大変だっていう方について支援をするというのがあるかどうかあれですけど、

考えましょうという事で、強制的とかそういうことはないですね。そういう意味では効果がなかなか見られないじゃないですか。でも刈谷市の場合だと今までのデータで転入が多くて、20代で転入、仕事の関係で来て30代になると外に出て行く人がいると。それは、東浦町だとか碧南市だとか周辺の所に刈谷市から出て行って住宅を持つ方がいるので、そういう人たちを誘導区域の中にもう少し留められないかと。住宅供給を増やしてというのが基本的な考え方で全国的なことで見るとちょっと違うんですけど、刈谷市の場合はそういう意味では産業力が非常にまだあるので、恵まれた中でのこの計画かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(事務局) もちろん、星野委員の言われたとおり、なかなか効果は見えにくいと思います。この計画そのものは先程の高齢者の方の話もありますが、選択肢を増やすという意味において緩やかな誘導を想定しています。本市の最上位計画として総合計画があります。各分野の計画の中で都市計画マスタープランにより区域区分として市街化区域、市街化調整区域、商業、工業、住居などの用途地域を定めて土地利用計画を図っております。しかし、中心部においては実は思っていたほど人口密度が高くない箇所もあり、それどころか低くなる可能性が懸念されるということが分かりましたので、その課題の解決を視点にこの立地適正化計画を活用し、居住の誘導を図るという方針です。この方針に基づき居住の誘導を図るためには、都市の魅力を高める必要があります。本計画においてその区域を定め、ターゲットとしている子育て世代と高齢者が必要としている施設を誘導してまいります。民間を含め公共施設の再編も含めて、補助金の確保に努めて魅力のある都市にすれば居住の誘導を図れると考えており、10年20年先、その先を見据えた計画になっています。将来を見据えてゆるやかに誘導をしていくため、効果がすぐに数値に表わされることは難しいかもしれませんが、人口密度の適正な配分が誘導の目的であることから、今後効果を検証するには人口密度の推移に着目するのがよいのではないかと考えております。

(瀬口会長) 名古屋市などは地下鉄の沿線のところを駅近というか、駅の周りの所の建ぺい容積を緩和して、ちょっと大きいマンションを出来るようにしよう。そうするとある意味ではマンションからすぐ外に出ると地下鉄があるので車を使わな

いで生活が出来る。金沢なども基幹バスの沿線を少しそういう形で整備できないか、そうすると交通の便利なところに強制的に移動はできませんので、便利さを向上するとかマンションの建設を出来やすくするというようなことでサポートできないかということなんですね。ですから刈谷市についても同じようなことが、どういう手があるかということをも今具体的に考えなければならないというご指摘だと思いますので、これは刈谷駅の南はずいぶん再開発が進んで来ていますし、居住の面でまだ十分ではないのかもしれませんがね。そういうところで愛知県内でも、駅前、一宮市などでもマンションがずいぶん、名古屋が近いという事で出来ているし、岐阜もそうだけれども、では、刈谷市の場合はどういう政策がいいのかという議論をもう少し深めると、この計画を基に深めるといいのかもしれないと思います。

(永井委員) 今日こういう説明を聞いてちょっとびっくりしたのは、中心部で人口減少に入っている。よく市長さんがいろんな所でご挨拶されて、刈谷市の人口は15万人を超えていますと言われてます。ただその人口密度を見ると一番便利なところが減少になっていることがちょっと驚いたんですけど、ずっと説明を聞いているとおっしゃっているとおりで、他県のどこかの市町村と比べるのではなく、刈谷市の今の実態からするとそういう現実がある。中心部というのは、一つは若い人達が産業集積の中で住みたいエリアということと、最近の傾向をみると駅前に出来た大型のマンションがすぐ完売するんですが、結構高齢者の皆さんが病院や買い物に近いところで移動ができる所を選んでる。それから名古屋に出る、東京に行くということで駅の前というのは非常に立地がいいという事で、刈谷だけは他の市と違ってものすごく売れていくんですね。そういうことを考えると今のこの中心部の減少をそのままにするよりも、やはりここに手を打っていく。加えて国の補助金が使えらるならそれを活用して環境を整備していく。最終的には子供さんが小さい時にマンションに入って大きくなったら一戸建てで刈谷の北部か南部に移ってもらうのは別にいいんですが、今ある課題をそのままにして放置しておく事ではないと思っまして、市民の皆様を選択肢を広げていくことがやはり行政の役割、サービス機能と思うんですね。私はこの考え方は非常に理屈がある、正しい考え方だなというふうに聞いていました。あとはやはり効果を何で表すかということ、一つは密度と人口が伸びていくことですね。今中心部の人口減少に入ってますけど、これからいろん

なことをやっていく中で伸びていけばそれが効果だというふうに考える事だと思っ
ていまして、非常に分かりやすい説明だったなというふうに理解しています。以上
です。

（瀬口会長）ありがとうございました。中心街の商店街などは結局衰退して、特に
地方都市の場合は中心街の人口密度、小売り商業の売上高も非常に急減しました。
そういう意味ではそれをどうするかと。商業だけでは立て直しが利かないという都
市がずいぶんあると思いますけど、そういうマンションという形で人口密度を上げ
ていくという事は最近増えきました。ですからご指摘のように増えてきましたし、
新しいマンションも増えていると思いますけど、マンションに住んで刈谷は楽しい
街だというふうなバックがあつてマンションが出来ていくといいなと思いますし、
土地がないといけませんので、ある程度まとまった土地、用地が駅の近くで出てく
るかどうかということも、今後の課題なのではないかと思います。何かあれば捕捉
をお願いいたします。

（事務局）おっしゃるとおりでございます。永井委員にご指摘いただいたようにま
さしく刈谷の今の現状の課題を補うための計画ということで、全国的には少子化高
齢化が進んでおり、人口減少が課題となっておりますが、刈谷市においては増加傾
向にあり、新聞に掲載されるような全国の動向とは異なる背景となっております。
マンションが建てば完売している状況ですが、地区ごとに詳細に分析してみると中
心部に人口減少の懸念があります。この中心市街地は、都市計画マスタープランで
設定した理想の人口密度より低い傾向にあつて、その課題を解決するための施策と
考えております。このような背景と方針については、刈谷独自の考え方となってい
ます。この考え方は、国交省、本省の方も非常に珍しいという話を頂いております
が、ストーリーとしては成り立っているという言葉も頂いておりますので、このま
ま進めていければと思っております。よろしくをお願いいたします。

（瀬口会長）ありがとうございました。他にはどうでしょうか。よろしくお願いいた
します。

(野々山弘紀委員) 知立建設事務所の野々山と申します。先程の諮問書の9ページ辺り、いろんな誘導のための説明がありました。その計画を作ることによってそういった支援を期待されていると思うんですけども、今後できることによって補助金、具体化していると思うのですが、どういう形になっていくのか具体的な何か考えだとかメニューといったような、もしお考えならば教えてください。

(事務局) この計画が、都市再生特別措置法が改正されたのが平成26年、平成28年度末までに都市機能誘導区域を設定し、平成30年度末までに居住誘導区域を設定する見込みがあれば、国の補助を活用し事業を実施することができるという事で、刈谷は手を挙げました。昨年度、さくら保育園を改修させて頂きました。これは、立地適正化計画を策定することを前提に経過措置を活用し、都市再生特別措置法における都市再整備計画に位置づけて要望したため、6億円の事業費に対する3億円の補助金をいただいております。これは要望額に対し満額となっております。計画策定に取り組んでいない自治体では、要望額に対し軒並み6割7割程度の内示率であったところが、刈谷市はこの補助金に関し満額いただいております。事実そういった上乘せ分があったのではないかと考えています。今後も来年度、平成29年度で銀座AB地区、こちらの方で当初は共用部分にしか補助対象にならなかったのが、併設します専用部分、高齢者福祉施設や子育て支援施設で、都市再構築型優良建築物事業を活用できないかと検討しております。

(瀬口会長) そういう数値が出来たら、数値の上でも検証していくことになるかと、皆さんが好きなPDCAサイクルが確認できるかなと思います。ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

(瀬口会長) 都市機能誘導施設についても、積極的に進めて行くということでしょうかね。このパブリックコメントはもう返事をしたんですか。お願いします。

(事務局) 3月の計画の公表とともに意見に対する市の考え方や対応を示してまいります。

(瀬口会長) 私の意見を言わせて頂いてよろしいでしょうか。4章のところの高齢者を移転させるという考えなのか、というのは立地適正化計画の基本的ないわゆるコンパクトシティに対する基本的な誤解があるように思うんですね。市の考え方もこれでいいと思うんですけど、基本的には住み続けたいという人にはそこに住んでいいんですよということを言っていたら、それで中心部の方に理由が、ここに書いてあるような事があれば、支援をするんですか。支援の方策はあるんですか。ここでは選択肢を増やすという意味は、勝手に行けということでしょうか、それとも何か選択肢、支援があるんでしょうか。

(事務局) 居住地の選択肢を増やすということでございますが、先程、「選べるから選ばれ続けるまちづくり」とコンセプトを設定して、中心市街地が刈谷市の場合郊外部と中心市街地で都市機能にあまり差がみられません。そこで中心市街地を便利にすることによって居住地の選択肢を増やすという意味で記載をしております。以上でございます。

(瀬口会長) そうですね。緩やかでも嫌だという人もいるかもしれませんので、誤解を招かないように誘導をしていただきたいと思います。

(事務局) そのような誤解のないような表現にしたいと思います。

(瀬口会長) ここはコンパクトシティということを取り上げたときに非常に大きい、私の大学の学生さんにアンケートしたら、だいたい50パーセントが郊外に住んでいるのにどうして街の中に行かなければいけないのかというふうに考えて、現在を考えちゃうんですね。将来、自分が年を取った時とかそういうことなんだということがなかなか頭に入らないので、誤解がないようにして頂いたら良いと思います。委員の皆さんは誤解はないでしょうか。説明を求められた時は、強制ではないですよということを是非、街の中がもっと、今の説明だと街の中がもう少し便利になるので、そっちに行きたいというよう中心市街地の機能を強化するということですね。ありがとうございました。

(瀬口会長) 他の都市ですと空き家対策とか、特に郊外、刈谷市は幸いなことになるとは思いますけど、郊外の山奥の方に造った戸建て住宅地がずいぶん空き家になって処分しようにもなかなか出来ない。だからバス団地とかと言うらしいですね。バスに乗って行かなくてはいけない住宅地。都市の郊外にある。それがなかなか住み手がないので困っていると。刈谷市の場合もちょっと行けば 20 分もバスに乗ることはないでしょうから、居住環境は恵まれていますので、そういう形も少し街を整備していくと、選ばれる、住んだら楽しいと、若い人に特に。そういう街になってくれるといいなと思います。

他によろしいでしょうか。あまりないとすぐ終わってしまうんですけど。よろしいでしょうか。

(瀬口会長) それでは特に無いという事であれば、ただいまの諮問第 1 号につきましては原案どおりとの答申でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして諮問第 1 号は原案どおりとさせていただきたいと思います。以上で本日の議事はすべて終了致しました。委員の皆様方におかれましては慎重なご意見、貴重なご意見、審議を頂きありがとうございます。事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局) この第 3 回をもちまして、平成 28 年度の都市計画審議会は、今回をもちまして最後となります。ご協力ありがとうございました。

(瀬口会長) これをもちまして、平成 28 年度第 3 回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。